

議員発案第1号

三条市議会委員会条例の一部改正について

三条市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成21年12月17日 提出

提 出 者 議会運営委員会
委 員 長 梶 勉

記

三条市議会委員会条例の一部を改正する条例

三条市議会委員会条例(平成17年三条市条例第205号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務常任委員会 8人」を「総務文教常任委員会 9人」に改め、同号中コをサとし、ケをコとし、クの次に次のように加える。

ケ 教育委員会の所管に属する事項

第2条第2号中「民生常任委員会 8人」を「市民福祉常任委員会 9人」に改め、同条第3号中「経済文教常任委員会 7人」を「経済建設常任委員会 8人」に改め、同号中ウを削り、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 建設部の所管に属する事項

第2条第3号に次のように加える。

エ 水道局の所管に属する事項

第2条第4号を削る。

第19条を次のように改める。

(委員会の公開)

第19条 委員会は、公開とする。ただし、委員長又は委員の発議により議決したときは、秘密会とすることができる。

2 前項ただし書の発議は、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

3 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第20条を削り、第21条を第20条とし、第22条から第28条までを1条ずつ繰り上げる。

第29条第3項中「第26条、第27条及び第28条」を「第25条、第26条及び第27条」に改め、同条を第28条とし、第30条を第29条とし、第31条を第30条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成22年5月1日から施行する。

議員発案第1号参考

三条市議会委員会条例（抜粋）

（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。

(1) 総務常任委員会 8人

- ア 議会事務局の所管に属する事項
- イ 総務部の所管に属する事項
- ウ サービスセンターの所管に属する事項
- エ 会計課の所管に属する事項
- オ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- カ 監査委員の所管に属する事項
- キ 公平委員会の所管に属する事項
- ク 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
- ケ 消防本部の所管に属する事項
- コ その他他の委員会の所管に属さない事項

(2) 民生常任委員会 8人

- ア 市民部の所管に属する事項
- イ 福祉保健部の所管に属する事項

(3) 経済文教常任委員会 7人

- ア 経済部の所管に属する事項
- イ 農業委員会の所管に属する事項
- ウ 教育委員会の所管に属する事項

(4) 建設常任委員会 7人

- ア 建設部の所管に属する事項
- イ 水道局の所管に属する事項

（傍聴の取扱い）

第19条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

（秘密会）

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員に諮って決める。

（参考人）

第29条

3 参考人については、第26条、第27条及び第28条の規定を準用する。